

11. 管理運営

「現状及び点検・評価」

- (1) 本学の理念・目的・教育目標を達成するための管理運営については、学則の他、人事関係 14、組織運営関係 6、教学関係 13、研究関係 8、学生支援関係 4 及び大学院関係 4 計 50 の規程（平成 20 年 7 月末現在）を整備して適切に行われている。
- (2) 管理運営に関する全学組織としては、大学経営に関する重要な事項を審議するため大学経営会議を置いている。
 - 大学経営会議は、理事長が議長となり、理事及び評議員の中から理事長が指名する者 4 名及び教授会構成員の中から学長を含む理事長が指名する者（学長及び 3 名の学科長）計 9 名をもって組織しており、大学経営会議において審議・承認された大学経営に関する重要な事項については、必要に応じて、理事会及び評議員会において報告し、審議をいただいている。
 - 大学経営会議において審議を行う事項は、次のとおりである。

中長期計画の策定に関する事項、学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、大学予算案の作成及び決算処理の方針に関する事項、教員人事に関する事項、学部・学科その他重要な施設・組織の設置改廃に関する事項、学生の定員に関する事項及びその他全学に関する重要な事項及び理事会の諮問に関する事項。
- (3) また、大学全体の教学上の重要事項の企画・審議を行うとともに各学科間の連絡調整を行い、大学経営会議に提案するため学科長会議を置いている。
 - 学科長会議は、学長が議長となり、3 名の学科長、大学経営会議室長及び事務局長等をもって組織しており、夏季休業期間等を除き原則として毎週水曜日に開催している。
 - 学科長会議において審議を行う事項は、次のとおりである。

年度計画に関する事項のうち教育研究に関するもの、学則（教育研究に関する部分に限る）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言・指導その他の援助に関する事項、学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、各学科間の教育研究に係る連絡及び調整、学長選考委員の選出に関する事項及びその他教育研究に関する重要事項。
 - 学科長会議の議事要録については、学科長会議の確認を経た後、毎回全教職員に配布しており、審議・報告事項等の周知を図っている。
- (4) 本学は 1 学部・3 学科の小規模大学であることから、学部教授会を置かず、各学科に各学科の教育上の変更事項を審議するため教授会を置いている。
 - 教授会は、学科長、専任の教授をもって組織しており、次の事項を審議する。

入学・休学・復学・留学・編入学・転入学・再入学・転学科・転学・退学及び除籍に関する事項、教育課程及び試験に関する事項、学生の補導及び賞罰に関する事項、研究及び教育に関する事項、教授会の運営に関する事項及びその他教育及び研究上必要な事項。

- なお、各学科においては、教員全員を構成員とする各学科の会議を定期的を開催するとともに各種委員会を設置して、教学関係事項等について学科内への周知徹底を図っている。
- (5) 大学院の管理運営については、研究科長会議を設置し、教育上の重要事項を審議し、大学経営会議に提案することとしている。
- 研究科長会議は、学長（研究科長を兼務）、3名の学科長、大学経営会議室長、事務局長及び大学院事務長等をもって組織しており、次の事項を審議する。なお、会議の開催は学科長会議終了後行うこととしている。
- 研究科長会議において審議を行う事項は、次のとおりである。
- 年度計画に関する事項のうち教育研究に関するもの、学則（教育研究に関する部分に限る）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項、教員人事に関する事項、学生の円滑な就学等を支援するために必要な助言・指導その他の援助に関する事項、学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項、各コースの教育研究に係る連絡及び調整、研究科長選考委員の選出に関する事項及びその他教育研究に関する重要事項。
- (6) 以上のとおり、各学科及び大学院における教育上の重要事項については、各学科の教授会を経て学科長会議、大学院研究科長会議において審議を行うとともに、大学経営会議において審議を行うこととしており、それぞれの役割が明確となっていることから大学の管理運営組織は適切に整備され機能していると言える。
- (7) 学長選考に関しては、学則に基づき、大学経営会議の諮問機関として「学長選考委員会」を置くこととし、理事・評議員の中から大学経営会議議長が指名した3名及び教授会構成員の中から選出された者2名（学科長会議において決定）計5名で組織している（学長は同委員会の構成員となることはできない）。
- 学長選考委員会は、大学経営会議の諮問を受け、学長の選考・解任について審議を行い、理事長に答申する。理事長は答申に基づき理事会に学長候補者の推薦を行うこととし、理事会によって学長が決定される。
- (8) 学科長選考に関しては、大学経営会議において教員人事に関する事項の審議を行うことから、大学経営会議において選考を行うこととし、審議・承認を経て理事長が任命する。
- (9) 大学の教育研究等の遂行に当たり喫緊の課題に迅速に対応するため、平成20年度に3名の学長補佐を新たに設置した。
- 学長補佐は学長が学科長会議に報告の上、命ずることとし、今後も必要に応じて担当分野を定めて命ずることができることとされた（任期1年、再任可）。
- 学長補佐の担当内容は、「自己点検・評価及び認証評価担当」、「FD担当」及び「質の高い大学教育推進プログラム担当」である。
- ・「自己点検・評価及び認証評価担当」は、このたびの自己点検・評価の企画・実施・

とりまとめの中心的な役割を果たしており、「FD 担当」は本学の教育に係る課題と将来展望について話し合う「東京医療保健大学を語る会」（平成 20 年 10 月 29 日（水））の企画・実施を行うなど、FD の推進を図ることとしている。また、「質の高い大学教育推進プログラム担当」は本学の教育に係る優れた取り組みについて、文部科学省及び財団法人等への積極的な申請を行うこととし、その取りまとめを担当している。

○学長補佐は、担当分野についての企画立案を行うとともに、必要に応じて学科長会議及び関係する委員会に出席して意見等を述べることとし、各学科との連絡調整も行うことから、その役割が大いに期待されている。

(10) 学外有識者のご提言をお聞きし、管理運営に資することを目的として、開学当初からスクリュウ委員会を設置している（スクリュウは「船のスクリュウ（推進機）」、「改修（改善）のネジ」の意）。

○委員会は、製薬会社など企業の代表者 6 名及び本学関係者 5 名（理事長、学長、大学経営会議室長、事務局長、企画部長）計 11 名をもって構成しており、定期的に委員会を開催している（概ね年 5 回程度）が、本学における教育研究関連課題を社会的側面から検討することにより、本学が医療保健分野において将来の社会に大きく貢献できるよう建学の理念を推進するとともに、評価改善を図ることを主な目的としている。

○委員会においては、企業の代表者からは、学生の受入れ及び学生生活に関すること、インターンシップの実施に関すること、就職支援に関すること及び公開講座実施に関することなど、教育研究等実施に係わる課題等について、社会の視点から幅広く貴重なご提言をいただいております、本学の充実発展を担う重要な役割を果たしていると言える。

(11) 管理運営に係る法令遵守等については、研究倫理面では、生命の尊重、個人の尊厳の保護等に関する倫理的配慮及び個人情報保護を図る観点から「ヒトに関する研究倫理委員会」（学長等学内委員 8 名及び学外有識者 2 名計 10 名で構成）を置くとともに「研究倫理基準」を定め教員への周知徹底を図っている。また、個人情報の保護に関しては、「個人情報保護に関する規程」を置き、その適正な保護を図ることとしている。なお、平成 20 年度においては、学校法人の公共性に鑑み、社会的責務として財務情報や大学の教育研究活動に関する情報を公開するため「情報公開規程」を定めるとともに、公益通報者保護法に基づき、社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保を図るため「公益通報に関する規程」を定めている。

「今後の改善・改革に向けての方策」

管理運営面においては、開学以降、教育研究の推進を図るため諸規程の整備を行うとともに、大学の意思決定の進め方についても円滑に機能していることから特に問題はないと言える。なお、今後、研究活動の進展に伴い、知的財産に関する取り扱いなど含めた産学連携体制の整備・充実を図っていく必要がある。